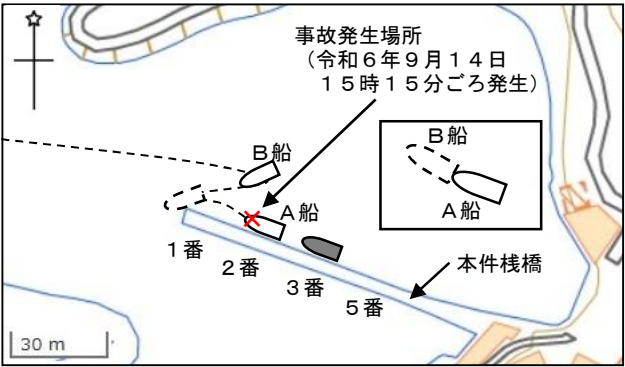


船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年9月14日 15時15分ごろ
発生場所	岐阜県大井ダム湖東岸 大井ダム四等三角点から真方位100° 840m付近 (概位 北緯35° 28.8′ 東経137° 24.3′)
事故の概要	遊覧船はくちょう6は、着栈作業中、無人の状態に係留中の遊覧船はくちょう1に衝突した。
事故調査の経過	令和6年9月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊覧船 はくちょう1、13トン 271-21696 岐阜、東鉄商事株式会社（A社） B 遊覧船 はくちょう6、11トン 243-40840 岐阜、A社
乗組員等に関する情報	B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 船尾部右舷側のベンチレーターの外筒に破損
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 水象：水面 平穏
事故の経過	A船は、大井ダム湖東岸から西北西方に延びる栈橋（以下「本件栈橋」という。）北側の2番乗り場に無人の状態の出船左舷着けで係留されていた。（図1参照）  図1 事故発生経過概略図 本件栈橋の北側には、A社の遊覧船4隻に係留する施設があった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、乗客29人を乗せ、木曽川上流の遊覧を終え、本件栈橋北側の前面で右旋回した後、本件栈橋北側の先端にある1番乗り場に左舷着けで着栈しようとしていた。

	船長Bは、係留予定位置を通り過ぎたので、後進で同位置への接近を開始したところ、B船の船首が本件棧橋先端に接近する状況が気になり、自船の船首側に意識を向けていた。 船長Bは、船首側が本件棧橋に寄らないので、着棧をやり直そうと左舵を取り、視線をバックモニターに向けた際に至近のA船を認め、両舷主機を前進としたものの、B船の船尾部がA船の右舷船首部に衝突した。 船長Bは、B船を着棧させた後、負傷者がいないこと及び両船の損傷状況を確認し、A社担当者に伝えた。 A社担当者は、中部運輸局に本事故の発生を報告し、警察署に通報した。 船長Bは、B船を右旋回させた後、本件棧橋の延長線上で着棧を待っているA社の別の遊覧船を認め、次の運航予定がある同船を早く着棧させたいと思い、操船を急いでいた。
分析	A船は、無人の状態で係留中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、本件棧橋へ後進で着けようとしていた際、船長Bが、本件棧橋先端の接近状況が気になり、自船の船首側に意識を向け、後方のA船への接近状況を確認していなかったことから、避航動作が遅れ、至近のA船を認めて両舷主機を前進としたものの、A船に衝突したものと考えられる。 船長Bは、B船を右旋回させた後、着棧を待っているA社の別の遊覧船を認め、次の運航予定がある同船を早く着棧させたいと思い、操船を急いでいたことから、その焦りが着棧をやり直す判断に影響した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が無人の状態で係留中、B船が、本件棧橋へ後進で着けようとしていた際、船長Bが、本件棧橋先端の接近状況が気になり、自船の船首側に意識を向け、後方のA船への接近状況を確認していなかったため、避航動作が遅れ、A船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、特定の方向のみに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うこと。